

論文・学会発表における JCCG 内規

- 第1条 共同臨床研究の成果及び保存検体を利用した基礎的研究（以下、併せて共同研究と呼ぶ）の成果の発表の場は、原則として、国際的欧文雑誌、国際学会ないしは全国レベルの学会とする。発表者は JCCG の報告であることを明記しなければならない。
- 第2条 本会参加病院は、共同研究の一部であっても、個々の病院の症例で得られた研究成果に関しては、個々の病院の責任において発表して差しつかえない。但し、本研究の終了を待って結論を導くべき事柄、例えば治療成績などについては言及してはならない。
- 第3条 共同研究の成果の学会発表、論文執筆に関しては、当該の委員会が発表者、執筆者を指名する。原則として筆頭を、発表者、執筆者とする。
- 第4条 論文発表の共著者、学会発表の共同演者の選択は以下の条件のいずれか一つ以上を満たす者とする。
- 1) 以下の作業に重要な役割を果たした。
 - (1) 研究計画の立案・作成
 - (2) データの収集・管理
 - (3) データの分析・解析
 - (4) 中央診断
 - (5) 論文執筆
 - 2) 総括責任者（委員会の委員長など）
 - 3) 一定以上の症例数を登録した病院会員の研究責任者。この場合、基準となる症例数は研究ごとに定める。ただし、登録および追跡調査への協力を完全に行っている病院に限るものとする。
 - 4) 共著者、共同演者は原則として各施設1名とする。著者の上司を加えることは行わない。
- 第5条 症例を登録戴いた施設名を論文中の Acknowledgements に掲載する。
- 第6条 研究成果公表のための論文費用は、外部資金または本会が負担する。
- 第7条 研究代表者の了解を得て、総説的講演あるいは論文内容の一部として共同研究の成果を利用することができる。この場合は JCCG のデータであることを明記する。ただし、利用可能な共同研究の成果は学会または論文に発表されたものに限定する。
- 第8条 共同研究の成果発表担当者は、その発表や執筆内容を運営委員会に原則として事前に報告することとする。
- 第9条 担当者が発表、執筆した共同研究の成果は、全会員の共有の財産とする。その利用に際しては、研究代表者の了解を得るものとする。この場合、発表担当者は各病院会員の求めに応じて、既に公表された成績等に関して問い合わせに応じる義

務がある。

追記：研究成果の主内容の発表に関しては、研究計画書に記載された規定が優先される。

2017. 11. 1 施行

2018. 9. 23 一部改訂